

ロシア共和国教員養成制度史における モスクワ高等女子学校の意義

広島大学 高瀬 淳

ABSTRACT

The Role of *MVJK*
in the Historical Development
of the Teacher Training System in the RSFSR

Atsushi TAKASE
Hiroshima University

This paper, as a part of the research which seeks to define the socialistic characteristics of the teacher training system in the RSFSR, focuses on the public power intervened in teacher training.

Most people realize that the RSFSR (or USSR) was a powerful centralistic state. But it is important to keep in mind that the principle of the Big October Revolution included a radical decentralization in its original sense. It offers the key to an understanding of the socialistic characteristics. Thus, in order to understand the essence of the systems in the RSFSR, it is essential to research the provincial conditions. In my recent papers that were published in 1993 and 1996, I reported on the establishment and activities of the *VPI* (Vyatka Pedagogical Institute) located in Vyatka, a Mideast local city in Euro-Russia. But it is the case in the farming area. Thus, through the research of the *MVJK* (Moscow Women's College) located in Moscow, the largest city in the RSFSR, I would like to clarify the characteristics and problems of teacher training in the *MVJK* from 1872 to 1921.

And my special thanks are due to Dr. *A.I. Pisknov* for providing me with research materials for this paper.

I 問題設定

本論¹は、ロシア共和国における教員養成制度に認められる「社会主義的」特質を導き出し、これを通じて、国家と教員養成教育とのあるべき関係を探ることを試みる研究の一部をなすものである。本研究は、特に「どの時期のいかなる事柄をもって社会主義的特質とみなすか」を検討するため、大十月革命を契機に樹立したソビエト政権が、自らが奉じる社会主義理念を教員養成制度に反映させていく過程に注目した史的考察を行うことに留意している。

ところで、ロシア共和国の教育制度史を対象とする先行研究は、法令や政府刊行物等の公的資料に基づく「法制」史研究が主であり、個々の教育機関で実践された活動に着目した「実態」史研究は、副次的なものに留まっていたと指摘できる。しかし、教育制度が、法制化だけでなく慣行化の過程を伴うとの定義に依拠するならば、教育制度の体系的把握には、当然、「法制」と「実態」との対比に留意した研究が必要となる。²とりわけ、大十月革命直後のソビエト政権が、教育に対する国家の行政的干渉を可能な限り排除する基本方針を示したことを鑑みるに、ロシア共和国における教員養成制度については、地域実態史的視点からの考察が不可欠といえる。

既に筆者は、欧露中東部にあったヴィヤトカ教育大学を通史的に取り上げる研究に従事し、これまで、その設立過程（1872—1918）³と国民教育大学への改編後の活動（1919—1921年）⁴を明らかにしてきた。しかし、ロシア共和国における教員養成制度の史的構造をより体系的に把握し、一般化するには、モスクワやペテルブルグといった大都市部における実態との比較考察を行う必要があると考える。無論、地域実態史的視点にたつ本研究においては、モスクワやペテルブルグを、いわゆる「地方」に対する「中央」と位置付けるのではなく、あくまでロシア共和国の一地域として捉えることが肝要であろう。

以上を踏まえ、本論では、大都市部における実態解明を意図してモスクワ教育大学を取り上げ、その歴史的展開を明らかにする試みに着手する。特に、本論で対象とする時期は、大十月革命（1917年）前後の制度的継続性に注目し、ツァーリ専制下で教育の民主化が志向される19世紀後半から、ソビエト政権による最初の教員養成政策が転機を迎える1920年頃までとする。従って、本論は、考察の主たる対象を、モスクワ教育大学の前身であるモスクワ高等女子学校に限定し、その活動等に認められる特質を導き出し、ロシア共和国教員養成制度史上の意義を探ることを直接の目的とする。

II 民主化運動の高揚と女子高等教育の希求

(I) 女性解放運動とモスクワ高等女子学校の創設

ツァーリ政府は、教育を身分制と神の摂理に基づく国家統治の手段と捉え、『大学管下のギムナジアおよび諸学校規程』（1828年）において強固な複線型学校体系を構築していた。女子教育の分野についても、1860年、『女子学校規程』によってようやく「良妻賢母」教育を旨とする女子中等教育機関の設立が認められたに過ぎず、女性の高等教育機関への入学は許可されていなかった。

これに対し、1860年代に高揚した自由主義思潮を背景とし、女性の高等教育機関に入学する権利の獲得を重要な課題とする女性解放運動が、諸制度の民主化を求める社会運動の一環として展開された。この女性解放運動は、「教育と労働の機会均等こそが女性解放の根本であるとする思想」⁵に基づくものであった点で特徴的といえる。しかし、ツァーリ政府は、女性に開かれた高等教育機関を設置しなかったため、より高度な教育を欲する女性は、国外にその機会を求めるより他なかった。このため、当時の留学は、専制政治に反対する革命的思想をロシアにもたらすものとして厳しく禁止されていたにも拘らず、一部の進歩的な貴族および大資産家の子女は、その禁をおかして留学を果たしたことが知られている。特に、スイスのチューリッヒ大学には、ロシアからの女子留學生が集中していたが、この地は、ツァーリ専制に反対する政治亡命者の一大拠点としても有名であった。⁶

この事態を重くみたツァーリ政府は、国内の女性解放運動の鎮静化と海外留学者数の減少を意図し、1870年、先の子学校をギムナジアに改編する『女子ギムナジア規程』を発した。この『規程』は、女性のための7年制中等普通教育を施す機関を、正規の学校体系の中に位置付けた点で画期的であったといえる。しかしながら、女子ギムナジアで教授された授業の水準は、男子ギムナジアのそれに比して低いものであり、卒業後、高等教育機関へ進学することも認められていなかった。また、多くの女子ギムナジアには、1年間の教員養成コース（8学年）が付設され、教員セミナーや師範学校等とともに、教員の目的養成を任とする機関としての性格も併せて付与された。これらは、ツァーリ政府が、女子普通教育の重要性を必ずしも理解せず、女性を「相応の職」に就かせ、革命的運動に与しな

い思想穏健な集団に留めようとする意向を有していたことを示している。

また、1869年、モスクワにおける女性解放運動グループが、モスクワ大学教育ソビエトに女子高等教育機関を設立する請願を行った。教育ソビエトはこれを拒否したが、モスクワ大学教授B.И.ゲリエは、女子高等教育機関設立の必要性を認め、1872年2月、モスクワ学区監督官にモスクワ高等女子学校(Московские Высшие Женские Курсы)開設の請願書を提出するに至った。注目されることに、この請願書には、モスクワ高等女子学校の主要な目的が、中等教育を修了した女性に対する教員養成教育の実施にあることが明記されていた。これは、請願書提出の背景を鑑みるに、女子高等教育の実施にあからさまな不信感を抱くツァーリ政府に対するカムフラージュであったと考えられる。ツァーリ政府は、1872年5月6日、拡大しつつあった女子中等教育機関の教員を養成する2年制の教育機関として、モスクワ高等女子学校開設を許可する一方で、これを「本来の目的からの逸脱を阻止するため、学区指導部の厳格かつ積極的な監督の下におく」⁷ことを規定していた。さらに、ツァーリ政府は、モスクワ高等女子学校を、4年間の期限付で開設する「実験」学校⁸とし、また、国庫からの財政的援助を受けない私立学校として正規の学校体系の外に位置付けた。これらの措置は、女子高等教育の具現化に消極的なツァーリ政府の姿勢を反映するものと捉えられる。

こうした制約を受けつつも、モスクワ高等女子学校は、1872年11月1日、32名の入学者を得て、「ギムナジアや寄宿女子学校を卒業した乙女に、さらなる教育機会を与える」⁹活動を開始し、ロシア女子高等教育の萌芽となった。

(2) モスクワ高等女子学校の活動とその閉鎖

モスクワ高等女子学校は、2年間(1874/75年度より3年間¹⁰)の修業年限を有する高等教育段階の学校であり、学生には、「ロシア文学」「世界史」「ロシア史」「世界文学」「文明史および芸術史」からなる必修科目の履修や卒業論文および卒業試験が義務付けられていた。入学志願者には、中等学校卒業証明書を提示するか、あるいは「ロシア史および世界史」と「ロシア文学および世界文学」の試験に合格することが求められたものの、身分による入学制限は設けられなかったことが特筆される。また、正規の学生としてではなく、聴講生として個々の授業科目への参加を許可する制度が設けられ、より多くの女性に教育機会を提供することが試みられたといえる。

これらの学生および聴講生が受講した授業は、モスクワ大学総長C.M.サラヴィエフを長とする教育ソビエトの指導の下、モスクワ大学の教育課程に準拠して行われた点に大きな特色が認められる。実際の講義を担当した教官も、殆どがモスクワ大学の教授・講師陣であり、その中には、B.O.クリュチェフスキー(ロシア史)やФ.А.ブレジヒン(物理学、天文学)等、ロシアを代表する著名な学者も多数含まれていた。このことは、モスクワ高等女子学校で行われた授業の水準の高さを窺うことができる事柄であり、この学校が、高等教育機関としての内実を伴うものであったことを裏付けている。一方、法的には教員養成が主たる目的とされたにもかかわらず、教授プランに「教育学」や「教授法」等の授業科目が掲げられず、教える能力・技術の修得に対する配慮が、取り立てて示されなかったことが指摘できる。¹¹これは、当時の大学教官が、教える内容を知りさえすれば教員たりうるとの伝統的な教員観を抱いていただけでなく、アカデミズムを追求する自らの立場から、「教育学」や「教授法」等の授業科目の有用性に否定的な見解を有していたことに起因する。

実験校としての期限が切れる1877年、B.И.ゲリエは、モスクワ高等女子学校の存続を求める請願書を国民教育省に提出した。この請願書の主旨は、4年間の活動を踏まえ、モスクワ高等女子学校を

「モスクワ大学附属女子コース」に再編し、大学制度の中に含めることであったといえる。女子高等教育に不信感を抱くツァーリ政府は、即座にこの請願を却下したが、学校の存続については、モスクワ学区の教員需要を考慮してこれを承認した。しかし、一部の学生および聴講生が「人民の意志」派の活動に参加したことを直接の理由として、1888年、ツァーリ政府は、モスクワ高等女子学校の閉鎖を指示した。

モスクワ高等女子学校は、その創設から閉鎖に至る16年間（1872/73—1887/88年度）で、1,232名（学生 841名、聴講生 391名）¹²の女性を受け入れ、ロシアで最初の女子高等教育機関としての活動を行った。但し、私立学校であるモスクワ高等女子学校においては授業料¹³が徴収されたため、学生あるいは聴講生として在籍できた者の殆どは、表1¹⁴に顕著に示される通り、特権的な階層にある家庭の子女であったことが指摘できる。

表1 モスクワ高等女子学校在籍者の出身階層（1885/86年度）

学年／階層	貴族	聖職者	商人	官吏	町人	農民	合計
I 学年	40	6	9	8	17	1	81
II 学年	37	4	9	10	5	—	65
III 学年	14	2	7	3	3	—	29
聴講生	37	3	9	—	3	—	52
合計	128	15	34	21	28	1	227
	56.4	6.6	15.0	9.3	12.3	0.4	100.0

* 数字は、上段が在籍者数、下段が在籍者総数に占める割合（単位%）

III 第1次ロシア革命期のモスクワ高等女子学校

(1) モスクワ高等女子学校の再開

モスクワ高等女子学校の閉鎖の後、その活動は、ツァーリ政府の承認を受けた「女性のための公開講義」と「集団授業」とに実質的に引継がれたといえる。¹⁵ 事実、これらの組織の主たる目的は、中等学校教員の養成であり、実際の教授活動は、モスクワ高等女子学校で教鞭をとったモスクワ大学教官が携わった。特に、歴史-文学科と自然-数学科からなる「集団授業」は、モスクワ女子養育者・女子教員組合の運営の下、800名以上の聴講生を集め、順調に発展を遂げたことが知られている。これ

に対し、ツァーリ政府は、「集団授業」における教育内容が、教員養成教育の範囲を逸脱しているとの疑念を抱きつつも、¹⁶ 女子中等教育機関の急増に伴う教員需要拡大に対応する必要性から、その活動を容認する姿勢を示していた。

こうした状況を踏まえ、モスクワ学区は、1898年、学区内における中等学校教員不足を抜本的に解消することを画策し、「集団授業」の閉鎖と引き換えに、モスクワ高等女子学校の活動を再開する計画を国民教育省に提起した。この計画は、翌年4月、皇帝批准により承認され、1900年8月、歴史-哲学部と物理-数学部から構成されるモスクワ高等女子学校が、その活動を再開した。注目されることとして、ツァーリ政府は、モスクワ高等女子学校の校長¹⁷ および視学官に支払う給料を予算に計上し、はじめてモスクワ高等女子学校に対する財政的援助を行った。この国庫からの支出は、モスクワ高等女子学校に対する監督・管理の強化を意図したものではあったが、これによって、モスクワ高等女子学校は、半官半民の中等学校教員養成機関とされ、実質的に正規の学校体系の中に位置付けられたといえる。

(2) モスクワ高等女子学校における教育内容

ツァーリ政府は、血の日曜日事件（1905年1月）を契機に自由主義者の間で高まった革命的気運に対する譲歩として、1905年8月27日、大学等に自治を認める『臨時規則』を発した。この『臨時規則』は、実質的な女子高等教育機関として認知されたモスクワ高等女子学校にも拡大して適用され、これに従い、同年10月29日、教官や学生の代表者等からなる学校ソビエトは、モスクワ大学教授C.A.チャプリギンを校長に選出した。¹⁸ C.A.チャプリギンは、これより十数年間にわたって校長の職にあり、モスクワ高等女子学校の外的・内的条件の整備を指導した。

特に、1906年に施された教授内容の専門化は、モスクワ高等女子学校の教育水準の向上に、大きな成果をもたらしたと評価できる。即ち、歴史-哲学部は、「歴史」「文学」「哲学」のコースに、また、物理-数学部は、「数学」「自然科学」のコースに分けられ、それぞれ、新たに作成された教授プラン（表2¹⁹）に基づく教授活動が行われたのである。この教授プランは、「A. 共通科目」「B. 基礎科目」「B. 専門科目」「Γ. 補助科目」「Д. 演習」によって編成され、より専門的・系統的な教授活動の実施が志向されていた点で特徴的であった。

また、全学生が履修する「A. 共通科目」に、「論理学および心理学」と「教育学」が含まれ、教職に関連する授業科目が、新しい教授プランの中に掲げられたことが注目される。但し、この2つ以外に「教職」に関する授業科目は認められず、授業時間数も全50時間中6時間を占めるに留まる等、従来通り、教える能力・技術の修得に対する配慮をとりたてて示すものではなかったといえる。換言すれば、この教授プランを、モスクワ高等女子学校で施された教員養成教育の具体的内容と捉えるならば、「教科」に関する授業科目に相当する「B. 基礎科目」「B. 専門科目」「Γ. 補助科目」「Д. 演習」が計41時間にも及び、明らかに、教える内容に精通することを目的とする構成であったと考えられる。

表2 歴史-哲学部文学コース(世界文学)教授プラン(1906/07年度)

A. 共通科目		B. 基礎科目	
1. 論理学および心理学	4	1. 中世文学	2
2. 教育学	2	2. ルネッサンス期の文学	2
3. 近代ロシア史	2	3. 啓蒙時代の文学	2
4. 比較言語学概論	1	4. 19世紀文学	2
		5. 18-19世紀ロシア文学	4
計	9	計	12

B. 専門科目			
a) ロマンズ文学専攻		b) ドイツ文学専攻	
1. フランス文学史	2	1. ドイツ文学史	2
2. フランス言語史	2	2. ドイツ言語史	2
3. ラテン語	2	3. 英語	2
計	6	計	6

Γ. 補助科目		Δ. 演習	
1. 中世および近代史	4	1. 世界文学	6
2. 近代哲学史	2	2. ロシア文学	4
3. 西欧文化史	2	3. 中世フランス語	2
4. 古代文学史	3		
計	11	計	12

* 数字は授業時間数

モスクワ高等女子学校における教職関連科目の軽視は、既に指摘した通り、アカデミズムを志向する教官の姿勢に起因するものであったが、1909-11年、一部の教官と学生によって、「理数」「歴史」「言語-文学」の各教科教授法を研究するサークルがそれぞれ組織された。この3つのサークルは1913年に合併して教育学研究会となり、以後、H.Д.ヴィノグラドフ教授の指導の下、教授プランにおける「教職関連科目の欠落」を補完する活動を展開したことが知られている。

また、これとともに、教える能力・技術の修得を目指す教職関連科目の有用性が各学部・コースの教官間で議論され始めたが、こうした科目の教授については、学問の系統的学習の妨げになりうること、学生の過重負担を助長すること等を理由に反対する意見が大多数を占めた。教職関連科目の有用性を強調する教官でさえ、こうした科目を教授プランに掲げることには懐疑的であったといわれる。しかし、ツァーリ政府より、教員養成機関として相応しい教育内容を伴うことが要請されたこともあり、C.A.チャプリギンのイニシアチブの下、1916年、正規の教授プランの中に位置付けないとの条件付きながらも、希望者に教職関連科目を教授することが決定された。²⁰ これに基づき、物理-数学部においては、「数学教授法」「物理学教授法」「化学教授法」「生物学教授法」の授業を担当する教官の選出等の措置がとられ、1916/17年度より、博物館への見学や教材研究を含めた教職関連科目の授業が、教授プランに掲げられた講義の終了後に行われることとなった。

教職関連科目の教授開始は、アカデミズム重視の立場にたつモスクワ高等女子学校教官（大部分はモスクワ大学教官）が、これらの授業の必要性についての議論を行った結果、教職専門教育の実施に一定の意義を認めたことをあらわしている。この時期、既に高等教育段階にあったモスクワ高等女子学校が、非公式ながらも教職専門教育の課程を導入する方針を示したことは、高等教育機関における教員養成教育の発達過程を考察する上で、重要な歴史的転換点をなす措置として注目される。

(3) モスクワ高等女子学校の在籍者

モスクワ高等女子学校の再開以降、在籍者の量的拡大が急激に進行するのに伴い、在籍者の出身階層も、表3²¹に示される通り大きく変化した。1885/86年度には、在籍者総数の56.4%を占めた貴族階層出身者（表1参照）が、1911/12年度には9.9%にまでその比率を減少させたのに対し、貴族と貧農との中間諸身分とされる雑階級知識人²²階層出身者が30%以上を占めるに至った。また、町人や農民階層出身者の比率も確実に増加するなど、この時期のモスクワ高等女子学校は、非特権的な階層にも開かれていたといえる。しかし、正規の学生として在籍する者は、年額100ルーブルの授業料を納めなければならない、従って、在籍者が裕福な家庭の子女に限られる点については、1872-1888年の状況と変わりなかったことが指摘できる。

こうした在籍者出身階層の構成の変化は、先行研究²³において、自由主義的あるいは革命的思想の民衆への拡大という側面を有し、その後の二月革命および大十月革命を成功に導く原動力となったと評されている。実際、モスクワ高等女子学校で教授活動に携わる教官は、女子教育に理解を示した自由主義的思想の持ち主であり、在籍者による政治的集会の開催や組織の結成に対し、比較的、寛容であった。しかし、モスクワ大学等を中心に展開された2度目の全ロシア学生ストライキ（1911年）に呼応したモスクワ高等女子学校生は、全在籍者の約2%に過ぎない120名程度であり、また、校内には、ツァーリへの忠誠を訴える黒百人組的な右翼組織までもが存在していた。このことから、先行研究におけるモスクワ高等女子学校の自由主義的・革命的特質を強調する評価は、必ずしも妥当性を伴うものとして捉えることができないといえる。むしろ、1872年の創設以来、20,000名を数えるモスク

ワ高等女子学校出身者の多くが、卒業を待たずに²⁴教職に従事したことを鑑みるに、²⁵その思想的立場はともかく、革命的反政府運動への直接の参加者は、一部の在籍者に限られていたと推察される。

表3 モスクワ高等学校女子学校在籍者の出身階層（1903/04, 1908/09, 1911/12年度）

年度/階層	貴族	軍人	聖職者	職業者	商人	知識階級	町人	農民	外国人	合計
1903/04	236	337	78	100	150	-	128	25	9	1063
	22.2	31.7	7.3	9.4	14.1	-	12.0	2.4	0.9	
1908/09	406	200	443	746	1229	585	190	35		3834
	10.6	5.2	11.6	19.5	32.0	15.3	4.9	0.9		
1911/12	533	265	602	937	1796	878	359	-		5370
	9.9	4.9	11.2	17.5	33.4	16.4	6.7	-		100.0

* 数字は、上段が在籍者数、下段が各年度の在籍者総数に占める割合（単位%）

IV 国家体制の変化とモスクワ高等女子学校の改編

(1) 臨時政府によるモスクワ女子大学構想

第一次世界大戦中、二月革命（1917年）の成功を契機に樹立した臨時政府は、ブルジョア階層に支持基盤をもつ立憲民主党の党首П.Н.ミリュコフが外相として入閣する等、いわゆる自由主義主流派によって組織された。臨時政府は、四月危機を経て、ブルジョア左派と穏健社会主義者との連立政府へと変容したものの、対内的には、諸制度の民主化推進を旨とする自由主義的な政策を継続して掲げていたことが知られている。教員養成制度についても、教育相として入閣したモスクワ高等女子学校教授A.A.マヌイロフの下、ツァーリ専制下にあった教員養成機関の世俗化、男女共学、修業年限延長等を企図した改革に着手していた。1917年6月14日付の法令によれば、初等学校教員は、修業年限が1年間延長された（4年制）教員セミナリアにおいて、また、高等小学校教員は、高等教育機関に昇格した師範学校において養成されることが規定されていた。²⁶

しかし、モスクワ高等女子学校は、こうした教員養成制度改革の対象とされなかったといえる。臨時政府は、7-9月、モスクワ高等女子学校を、歴史-文学部、物理-数学部、医学部からなるモスクワ女子大学（Московский Женский Университет）に改編する法案を作成し、²⁷これを9月20日に開催された閣議において承認した。当然のことながら、この計画は、大十月革命の勃発によって実現に至らなかったものの、モスクワ高等女子学校の改編が、教員養成制度改革としてではなく、高等教育改革として行われたことは注目に値する。つまり、臨時政府は、モスクワ高等女子学校を、中等学校教員の目的養成を任とする機関ではなく、アカデミズムを志向する女子高等教育機関として認知し、その発展的継承を企図していたと指摘できる。

(2) ソビエト政権の樹立と第2モスクワ大学の設立

社会主義を奉じるソビエト政権は、1918年、統一労働学校を中核とする教育制度の構築を目指し、教員には、①広範な科学知識、②美育的教養、③身体に関する知識・教養、④社会主義に関する教養を修得することを求めた。これに伴い、すべての教員の養成は、高等教育機関で行われることが基本方針とされたが、具体的な教員養成制度改革案の作成が、旧体制下より存続した教員養成機関の代表者等に委ねられたこともあって、ソビエト政権の最初の教員養成政策は、実質的に、教員セミナーと師範学校の改編を主旨とする内容に留まった。²⁸つまり、ソビエト政権下に発足した教員養成制度は、その実態として、国家体制の転換を背景とする明確な社会主義的特質を有するものではなく、旧体制下に企図された教員養成制度改革の動向を継続するものであったといえる。

また、ソビエト政権は、臨時政府と同様、モスクワ高等女子学校を高等教育改革の対象として捉え、1918年10月16日、これを国立の第2モスクワ大学（Второй Московский Государственный Университет）として改編することを決定した。この第2モスクワ大学は、授業料の廃止や入学試験の撤廃を規定した『高等教育機関への入学規則について』（1918年8月2日付ロシア共和国人民委員会議法令）²⁹に則り、16歳以上のすべての男女に入学資格を認め、入学希望者過多の場合には、労働者と貧農を優先するものとされた。これは、社会主義理念に基づく施策と評価され、1918年6月には6,452名だった学生が、1919年1月1日には9,899名にまで急増するに及んだ。³⁰しかし、第2モスクワ大学の構成学部が、歴史-文学部、物理-数学部、医学部とされる等、この改編は、臨時政府によるモスクワ女子大学構想を男性にも開放する形で踏襲するものであったと指摘できる。実態としても、労働者および貧農出身の学生は、生活のために働かねばならず、物理-数学部においては、1918/19年度の授業への出席者は全体の1/3程度であったといわれる。

ところで、旧モスクワ高等女子学校教官の多くは、第2モスクワ大学としてよりは、むしろ、モスクワ女子大学構想の実現を志向する傾向にあった。こうした教官の姿勢は、当時の教官が、概して、自由主義思想を有する臨時政府支持者であったことに起因し、反ソビエト政権（反ボリシェヴィキ）を掲げる政治闘争の性質を伴っていたといえる。とりわけ、A.A.マヌイロフ教授らを中心とする一部の教官は、他の高等教育機関との連携の下にサポタージュを組織し、ソビエト政権との対決姿勢をあからさまに示した。一方、学生の中にも、П.К.シュテンベルグ教授による「天文学」の試験を、彼がボリシェヴィキ党员であることを理由に拒否する者が存在し、他の教授の試験をもって振替えることを物理-数学部ソビエトに請願するに及んだ。さらに、これを受けた学部ソビエトも、この請願を認める等、学内の風潮は、明らかに反ソビエト政府的であったといえる。

これに対し、ソビエト政権は、大学再編を通じた反対行動の鎮静化を画策し、1919年8月20日、モスクワにあった3つの総合大学を1つに統合する決議を採択した。結局、第2モスクワ大学には、干渉戦争と内戦を背景として需要が増大していた医療関係者を養成する医学部と物理-数学部化学-薬学科が残され、独立した高等教育機関として存続することが認められた。しかし、歴史-文学部と物理-数学部自然-数学科は第1モスクワ大学に吸収合併され、この措置によって、第2モスクワ大学における中等学校教員を養成する機能は、新たに教育学部が創設される1921年まで、一時的に中断されることとなった。

V 総 括

(1) モスクワ高等女子学校の特質

本論で取り上げたモスクワ高等女子学校創設から第2モスクワ大学への改編までの時期は、結局、自由主義的な思想に基づき、高等教育の民主化が進められる過程であったと捉えられる。つまり、ソビエト政権下に設立された第2モスクワ大学も、国家体制の転換を背景とする明確な社会主義的特質を実態として有するものではなく、旧体制下で施されたモスクワ高等女子学校改革の動向を色濃く継承するものであったといえる。このことを前提として、以下の3点がモスクワ高等女子学校の活動等に認められる特質として提示できる。

第1に、モスクワ高等女子学校は、ツァーリ政府より、中等学校教員の目的養成機関として開設が許可されたにも拘らず、実際は、モスクワ大学の教育課程に準拠する女子高等教育機関として活動したことが特質といえる。とりわけ、実際の教授活動に携わった教官が、当時のロシアを代表する学者等からなるモスクワ大学教官であったことが特筆され、モスクワ高等女子学校における授業が、正しく高等教育水準を保持していたことを証している。

第2に、教授プランには掲げられなかったものの、1916/17年度より、教える能力・技術の修得を目指す教職関連科目の教授活動が開始されたことが挙げられる。法的には教員養成機関とされたモスクワ高等女子学校において、こうした科目が長らく教授されなかった背景としては、アカデミズムを追求するモスクワ高等女子学校教官が、概して、教職関連科目の有用性について否定的な見解を有していたことが指摘できる。

第3に、モスクワ高等女子学校が、雑階級知識人を中心とする非特権的な階層にも開かれていたことである。創設後しばらくは、貴族の子女が在籍者の50%以上を占める階級的な特徴を有する学校であったが、1908/09年度には、雑階級知識人・町人・農民の子女が在籍者の過半数を占めるに至った。但し、モスクワ高等女子学校の授業は有償であり、在籍者が経済的に裕福な家庭の子女に限られた点については、当時の高等教育機関が共通して内包した限界として理解される。

(2) ロシア共和国教員養成制度史上の意義

ソビエト政権は、すべての教員を高等教育機関で目的養成する方針を提示し、教育大学を中核とする教員養成制度を発足させた。しかし、この教育大学は、ツァーリ専制の下で熟練の教職能力の体得と「神の摂理」の理解を重視した教員養成中等教育機関—師範学校の改編を通じて設立されたため、大十月革命前からの継続性が明らかに認められる教授プランを有する傾向にあった。³¹ 加えて、大十月革命直後の社会的・経済的混乱は、教育大学の教授陣確保や施設整備を推進する上での障害となり、教員養成高等教育機関として相応しい授業の実施が非常に困難であったことが窺える。

こうした大十月革命直後のロシア共和国教員養成制度の史的動向を踏まえ、モスクワ高等女子学校が有した意義を鑑みるに、具体的には次の2点を挙げるができる。

① 高等教育機関における教職関連科目教授の有用性が論議・確認されたこと

モスクワ高等女子学校においては、アカデミズムを追求するモスクワ大学教官が実際の教授活動に従事したことから、創設当初より高等教育機関として相応の授業が提供された一方、教職関連科目が著しく軽視されていたといえる。しかし、ツァーリ最末期には、教職関連科目の有用性がモスクワ高等女子学校教官間で議論の対象とされ、その結果、モスクワ高等女子学校における教職専門教育の実施に一定の意義が認められるに至った。

② 教員養成教育の民主化が一定の実態を伴って促進されたこと

モスクワ高等女子学校は、実質的に、モスクワ大学の教育課程に準拠する女子高等教育機関として活動したことから、当時の教員養成機関で必修とされた「神の法」をはじめとする宗教的科目の教授が全く行われなかった。こうした教育内容の世俗化は、学生出身階層の比率変容による大衆化とともに、教員養成教育の民主化を、ツァーリ専制下にもかかわらず先駆的に実現した点で注目される。

これらの意義は、モスクワ高等女子学校が、大十月革命より以前に、教員を目的養成する高等教育機関としての内実を伴って存立していたことに集約されうる。つまり、既に高等教育段階にあったモスクワ高等女子学校が、教員養成教育の民主化をある程度実現し、非公式ながらも教職専門教育の課程を導入するに及んだことは、モスクワ高等女子学校が、教員を目的養成する高等教育機関としての体裁を整えただけでなく、教員の科学的養成に着手したことを示すものとして注目される。事実、こうした経緯を評価したソビエト政権は、1921年、「より高い資質を有する教育者を養成する」³²総合大学教育学部を、まず、第2モスクワ大学に設置したが、これの活動等については、今後の課題として別稿をもって明らかにしたい。

注

1. 本論は、特にことわりのない限り、主としてロシア国立図書館（旧レーニン名称国立図書館）古文書部所蔵史料 фонд 70（ГБЛ ф.70），および《Московский государственный педагогический институт имени В.И. Ленина 1872/1972》, Москва, 1972. に基づくものとする。
2. こうした定義にも関わらず、従来の教育制度研究の多くが、「著しく教育法制的なものに偏っている」ことが指摘されている。
（市川昭午「教育制度研究の対象と方法」『教育制度学研究』創刊号，日本教育制度学会，紫峰図書，1994年，84頁。）
3. 拙稿「ロシア共和国ヴィヤトカにおける教員養成制度の創制（1872-1918）—ヴィヤトカ学校の試図からヴィヤトカ教育大学の設立まで—」『教育行政学研究』第15号，西日本教育行政学，1993年，1-16頁。
4. 拙稿「ロシア共和国における国民教育大学の企図とその限界—ヴィヤトカ国民教育大学の活動を中心に—」『広島大学教育学部紀要』第1部（教育学）第44号，1996年，143-152頁。
5. 広岡直子，和田あき子「女性解放運動」『ロシア・ソ連を知る事典』平凡社，1989年，278頁。
6. 事実，1865年，チューリッヒ大学には，145名の女性がロシアから留学していた。これらの女子留学生の中には，1873-75年に高まった「人民の中へ」の運動を指導した者が含まれていた。
7. 《Положение о высших женских курсах в Москве и речи, произнесенные при открытии курсов 1 ноября 1872 г.》, Москва, 1872, стр. 25.
8. там же.
9. там же.
10. Л. А. Боброва, 《Высшие женские курсы профессора Герье》 в Москве (1872-1888 гг.) , 《Труды Московского государственного историко-архивного института》 т.16, Москва, 1961, стр. 256.
但し，実際に3年生が在籍したのは，1879/80年度からである。

11. いわゆる教育学関連科目は、1879年より教授プランに掲げられた「衛生学」に限られていた。
12. Л. А. Боброва, там же, стр.259.
13. この時期、学生については年額50ルーブル、聴講生については1教科につき年額10ルーブルが、授業料として徴収された。
14. см. там же, стр.258.
15. Н. И. Молодых, Москвские высшие женские курсы 1900 г. , 《Советская Педагогика》 1941, No.41, стр.80.
これらの組織の設置主体は、「女性のための公開講義」が数名の進歩的なモスクワ大学教授であり、「集団授業」がモスクワ女子保育者・女子教員協会であった。
16. 内相ゴレムィキンは、「集団授業」が、反政府運動に参加する若者の結束を容易ならしめるものとして、その閉鎖を国民教育省に要請した。
17. 校長には、В. И. Грелиеが国民教育省より任命された。
18. モスクワ高等女子学校ソビエトは、10月6日、В. И. Белнаццкийを校長に選出していた。しかし、В. И. Белнаццкийは、同時にモスクワ大学副学長に選出され、モスクワ高等学校校長への就任を辞退した。
19. Н. И. Молодых, там же, стр.87-88.より訳出。
20. там же, стр.91.
21. 《Отчет высших женских курсах в Москве за 1903/1904 учебный год》, Москва, 1905, стр.13.; Архив МГПУ им В. И. Ленина より作成。
22. 具体的には、都市における中等学校教員、医者、ジャーナリストなど。この階層に属する者の多くは、高い教養に基づき旧来の貴族的・観念論的な価値を否定し、親が属する階層から意図的に抜け出すことを試みた。
23. см. З. С. Круглова, Студенческая забастовка 1911 года и её политическое значение,《Ученые записки МОПИ имени Н. К. Крупской》, вып. 8, т.125,1964.; 《Московский государственный педагогический институт имени В. И. Ленина 1872/1972》, Москва,1972. и др.
24. 1872年より、実際に卒業証書を授与された者は、歴史-哲学部 1,560名、物理-数学部 2,728名に留まった。
25. 大十月革命(1917年)前後における教員は、本質的にプチブルジョアの自由主義思想の持ち主であったが、政治的には、「無党派的(беспартийный)」「超党派的(надпартийный)」性質を有していたとされる。
26. Theresa Bach, Educational Change in Russia, "Bulletin" 1919.No.37, Department of the Interior, pp.14-15.
27. 《Вестник Временного Правительство》No.114,26 июля 1917, стр.2.;《Вестник Временного Правительство》No.117,6 сентября 1917, стр.2.
尚、医学部創設は、これ以前にツァーリ政府より要請されていたが、財政的理由等により具現化されていなかった。
28. 拙稿、前掲論文『広島大学教育学部紀要』第1部(教育学)第44号、1996年、143-152頁を参照していただきたい。

29. О правилах приема в высшие учебные заведения,《Собрание узаконений и распоряжений рабочего и крестьянского правительства》1918, №.57, стр.632.
30. Центральный Государственный Архив Октябрьской Революции и Социалистического Строительства г.Москвы (ЦГАОРСС г.Москвы) , ф. р-714, оп.2, д.5, л.15.
31. 拙稿, 前掲論文『教育行政学研究』第15号, 西日本教育行政学, 1993年, 1-16頁を参照していただきたい。
32. Главпрофобр, Схема педагогического образования в Р. С. Ф. С. Р. ,《Материалы Отдела педагогического образования》, Выпуск 1-й, Москва, 1922, стр.5-7.

【付記】 本論で使用した史料の検索については, 筆者がモスクワ教育大学留学中にご指導いただいた А. И. Пискно́в博士より格別のご配慮を賜わった。記して, ここに謝意を表したい。